（証券コード　7851）
平成27年６月11日

株　主　各　位

大阪市中央区今橋二丁目４番10号
大広今橋ビル
カワセコンピュータサプライ株式会社
代表取締役社長　川　瀬　康　平

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市中央区北浜２丁目１番17号
　北浜ビジネス会館３階
3. **目 的 事 項**

【報告事項】　第60期（自平成26年４月１日至平成27年３月31日）事業報告、計算書類報告の件

【決議事項】

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.kc-s.co.jp/）において掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

〔自　平成26年４月１日〕
〔至　平成27年３月31日〕

Ⅰ．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や、円安や原油安による大手製造業の業績改善に加え、後半は消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復もあって、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安・コスト高による中堅・中小製造業の業績悪化や、欧州経済における先行き不透明感、中国など新興国経済の減速への警戒感等もあり、日本経済においても先行き不透明な状況が続きました。

ビジネスフォーム業界におきましては、システム変更による帳票の電子化や省略化、企業のコスト削減のための帳票の見直しなど引き続き需要が逓減しており、企業間の競合には依然として厳しいものがあります。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、アウトソーシングを中心とした情報処理案件の獲得に重点を置き、金融、通販業界、中央官庁及び外郭団体等をターゲットとして既存案件の確保並びに新規案件の受託活動を行いつつ、新規先、既存先の新部署の開拓にも注力してまいりました。

生産部門におきましては、生産性向上に努め、外注案件の内製化並びに省力化、人員配置の効率化によるコストダウン、原材料価格上昇による製造原価の抑止に努めました。

以上の結果、売上高は3,301百万円（前年同期比8.8%増）、経常利益は85百万円（前年同期は35百万円の経常損失）、当期純利益は65百万円（前年同期は60百万円の純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、欧州や中国その他新興国経済の先行きや地政学的リスク等不透明感は依然と

して残っているものの、企業収益の回復による雇用・所得環境の改善、また各種経済対策の効果などにより、緩やかに回復していくことが期待されております。

ビジネスフォーム事業におきましては、需要が継続して縮小し、情報処理分野及びその周辺業務へのニーズが増加しているものの、競争は激化になると予想されます。競争要素として、価格・品質に加えて情報セキュリティ体制がますます強く要請されるものと考えます。

かかる環境の中、縮小するビジネスフォームといえども当社の売上高は過半数を占めており、価格の適正化及び生産の効率化を推進する必要があります。また、電子帳票化することでエコとコストダウンを実現させる新しいビジネス支援サービスであるクラウド請求書発行サービスEBS(Eco Billing Service)や、情報の送り手と受け手の間にあるバリアを取り除き、伝達効率の高いユニバーサルコミュニケーションデザイン(UCD)帳票の提供を展開してまいります。

情報処理事業におきましては、全営業が金融関連を初め、通信・通販関連等の顧客に向け提案営業の強化を図り、積極的に受注拡大に努めるとともに、生産面では、完全セキュリティ下の一貫生産体制のもと後工程分野の内製、省力化による製造原価低減を更に推進してまいります。また、既に認証を得ておりますＩＳＯ9001：2008やＩＳＭＳ認証及びプライバシーマークの運用レベルの向上を図るとともに、内部統制につきましても引き続き強化してまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で34百万円となりました。

事業部門別の設備投資は次のとおりであります。

① ビジネスフォーム事業

ビジネスフォーム事業におきましては、公官庁案件の対応や現有設備維持等により４百万円の投資を行いました。

② 情報処理事業

情報処理事業におきましては、現有設備の入替や生産性向上のため25百万円の投資を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 57 期 (平成23年度)	第 58 期 (平成24年度)	第 59 期 (平成25年度)	第60期(当期) (平成26年度)
売　上　高(百万円)	3,493	3,209	3,034	3,301
経常損益(百万円)	56	△9	△35	85
当期純損益(百万円)	91	2	△60	65
1株当たり当期純損益	18円99銭	0円42銭	△12円68銭	13円86銭
総　資　産(百万円)	4,747	4,555	4,512	4,461
純　資　産(百万円)	3,582	3,537	3,429	3,457

(注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容

① 印刷及び紙加工品製造販売
② 情報処理サービス業
③ 事務機器及び関連用品販売
④ 通信事業
⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

本　　社　大阪市中央区
東京本社　東京都中央区
支　　店　横浜・千葉・名古屋・京都・神戸・福岡
情報処理センター　千葉

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115名	△6名	39.8歳	10.5年

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	100百万円
株式会社京都銀行	70百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円

Ⅱ．会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数　　5,160,000 株

（自己株式429,053株を含む。）

(2) 単元株式数　　100株

(3) 株　主　数　　707名

(4) 大株主の状況

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
山　田　株　式　会　社	665,000株	14.06%
山　田　芳　弘	400,000株	8.45%
川　瀬　清	329,050株	6.96%
日本生命保険相互会社	263,000株	5.56%
川　瀬　三　郎	181,650株	3.84%
星光ビル管理　株式会社	164,000株	3.47%
大星ビル管理　株式会社	164,000株	3.47%
山　田　眞　沙　子	160,000株	3.38%
山　田　幸　司	154,000株	3.26%
株　式　会　社　Ｉ　Ｓ　Ｅ	129,000株	2.73%

（注）持株比率は、自己株式（429,053株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	川瀬康平	
常務取締役	糸川克秀	東日本営業本部長
取締役	吉村泰明	東日本営業副本部長
取締役	小山昇三	西日本営業本部長
常勤監査役	河辺俊二	
監査役	土肥孝治	土肥法律事務所　所長 関西テレビ放送株式会社　社外取締役 積水ハウス株式会社　社外監査役 阪急電鉄株式会社　社外監査役 関西電力株式会社　社外監査役 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外監査役 学校法人大阪産業大学　理事長
監査役	山田文隆	

（注）1. 監査役　土肥孝治及び山田文隆の各氏は社外監査役であります。
2. 山田文隆氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役　5名　　56,098千円

監査役　3名　　11,863千円(うち社外監査役2名　　4,440千円)

（注）　上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額 8,541千円（取締役 8,092千円、監査役 448千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役土肥孝治氏は関西テレビ放送株式会社の社外取締役、関西電力株式会社他４社の社外監査役等を兼職しております。なお、当社と土肥法律事務所及び各兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	主な活動状況
監査役　土肥　孝治	当事業年度に開催された取締役会14回には出席いただけませんでしたが、監査役会13回については全回出席いただき、法曹界での経験から発言をいただいております。
監査役　山田　文隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席、監査役会13回については全回出席いただき、会社経営に関する経験・知見から発言をいただいております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役の選任を検討しておりましたが、議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。平成27年６月26日開催予定の第60回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行し社外取締役を選任する予定であります。

Ⅴ．会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　16,875千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額　16,875千円

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会が監査役全員の同意を得たうえで会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

（注）平成27年６月26日開催予定の第60回定時株主総会においてご承認を頂き、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、監査等委員会が改めて本方針の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,700万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第１項各号の額の合計額とのいずれか高い額としております。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス行動指針において、役職員の行動基本原則を設け、遵守する。

(2) コンプライアンス全体を統括する組織としてリスク・品質管理委員会を設置する。各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。

(3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令ならびに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。

(4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついたときは、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に異常報告するよう定める。報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2．取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程（文書管理規程）に基づき文書等の保存保管を行う。

また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準ならびに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」ならびに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生の未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

生産部門においては労働安全衛生に取り組むこととする。

経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。

経営全般の計数的な管理は経理部が行うこととする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全本部長を参画させ有機的な情報交流ならびに意思疎通の場として執行の効率化を図る。

さらに、別途取締役、常勤監査役、拠点長等が出席する幹部会を月１回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認ならびに執行促進を図る。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成14年６月の株主総会において取締役任期を１年に変更している。

5．監査役の職務を補佐すべき使用人

現在監査役を補佐すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。その人事に関しては取締役と監査役が双方意見交換をしあうこととする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

監査役の過半数は社外監査役であり、対外透明性を担保するとともに、その独立性要件は監査役会規則に定める。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。

7．反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方及び体制の整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求や取引には一切応じることなく、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

当社は、対応部署を総務部と定め、加入している「大阪東署管内企業防衛対策協議会」や顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、不当要求等があった場合迅速な対応ができる体制を整備する。

（注）平成27年６月26日開催予定の第60回定時株主総会においてご承認を頂き、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、本体制および方針について見直しを行います。

Ⅶ．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

〰〰〰

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,521,405**	**流動負債**	**830,527**
現金及び預金	1,949,766	買掛金	162,553
受取手形	16,634	短期借入金	400,000
売掛金	458,355	1年以内返済予定の長期借入金	6,640
商品及び製品	32,030	未払金	54,293
仕掛品	9,209	リース債務	49,401
原材料及び貯蔵品	21,551	未払費用	41,563
前払費用	19,274	未払法人税等	19,570
その他	14,711	預り金	6,965
貸倒引当金	△127	賞与引当金	40,786
		その他	48,753
固定資産	**1,939,617**	**固定負債**	**172,769**
有形固定資産	**1,204,564**	長期借入金	6,720
建物	350,067	リース債務	66,324
構築物	4,624	退職給付引当金	52,180
機械及び装置	209,069	役員退職慰労引当金	30,963
車輌運搬具	1,528	繰延税金負債	15,931
工具、器具及び備品	16,780	その他	649
土地	523,057	**負債合計**	**1,003,297**
リース資産	99,437	**純資産の部**	
無形固定資産	**34,593**	**株主資本**	**3,416,667**
ソフトウエア	23,803	**資本金**	**1,226,650**
リース資産	4,513	**資本剰余金**	**1,172,655**
その他	6,275	資本準備金	1,171,200
投資その他の資産	**700,459**	その他資本剰余金	1,455
投資有価証券	227,589	**利益剰余金**	**1,122,678**
出資金	135	利益準備金	196,000
破産更生債権等	1,840	その他利益剰余金	926,678
長期前払費用	1,446	別途積立金	772,778
保険積立金	269,334	繰越利益剰余金	153,900
その他	211,925	**自己株式**	**△105,317**
貸倒引当金	△11,812	**評価・換算差額等**	**41,057**
		その他有価証券評価差額金	41,057
		純資産合計	**3,457,725**
資産合計	**4,461,022**	**負債・純資産合計**	**4,461,022**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔自　平成26年４月１日
〔至　平成27年３月31日

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		3,301,533
売上原価		2,401,425
売上総利益		900,108
販売費及び一般管理費		846,012
営業利益		54,096
営業外収益		
受取利息	1,041	
受取配当金	2,507	
助成金収入	12,128	
保険差益	15,419	
為替差益	248	
その他	9,915	41,261
営業外費用		
支払利息	9,092	
その他	1,061	10,153
経常利益		85,203
特別利益		
固定資産売却益	61	61
特別損失		
固定資産除却損	3,613	3,613
税引前当期純利益		81,650
法人税、住民税及び事業税	15,777	
法人税等調整額	—	15,777
当期純利益		65,873

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自　平成26年４月１日〕
〔至　平成27年３月31日〕

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成26年４月１日残高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
平成27年３月31日残高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年４月１日残高	196,000	772,778	135,815	1,104,593
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△47,787	△47,787
当期純利益			65,873	65,873
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	18,085	18,085
平成27年３月31日残高	196,000	772,778	153,900	1,122,678

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日残高	△93,824	3,410,074	19,844	3,429,918
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△47,787		△47,787
当期純利益		65,873		65,873
自己株式の取得	△11,492	△11,492		△11,492
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			21,213	21,213
事業年度中の変動額合計	△11,492	6,593	21,213	27,806
平成27年3月31日残高	△105,317	3,416,667	41,057	3,457,725

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～47年
機械及び装置	10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	42,624千円

② 担保に係る債務

１年以内返済予定の長期借入金	6,640千円
長期借入金	6,720千円
計	13,360千円

なお、上記の借入金には、担保留保条項が付されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,634,501千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,160,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 429,053株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	47,787	10	平成26年３月31日	平成26年６月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	47,309	利益剰余金	10	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(注) 上記②の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額であります。

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	1,995千円
貸倒引当金	3,848千円
賞与引当金	13,459千円
退職給付引当金	16,802千円
役員退職慰労引当金	9,988千円
投資有価証券評価損	24,634千円
ゴルフ会員権評価損	8,057千円
減損損失	17,103千円
棚卸資産評価損	1,665千円
税務上の繰越欠損金	83,059千円
その他	11,557千円
繰延税金資産小計	192,172千円
評価性引当額	△192,172千円
繰延税金資産合計	- 千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△15,931千円
繰延税金負債小計	△15,931千円
繰延税金負債合計	△15,931千円

(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号) が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から回収又は支払いが見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

なお、当該税率変更が繰延税金資産及び繰延税金負債に与える影響は軽微であります。

5. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業本部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち9.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2) を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,949,766	1,949,766	―
(2) 売掛金	458,355	458,355	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	217,326	217,326	―
資産計	2,625,448	2,625,448	―
(1) 買掛金	162,553	162,553	―
(2) 短期借入金	400,000	400,000	―
(3) 未払金	54,293	54,293	―
(4) リース債務（1年以内を含む）	115,725	112,956	△2,768
負債計	732,573	729,804	△2,768

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、並びに（3）未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務（１年以内を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	10,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

6. 関連当事者との取引に関する注記
役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
役員及びその近親者	川瀬　清	被所有 直接 7.0%	元当社代表取締役社長 現当社会長
取引の内容	取引金額	科目	期末残高
報酬	24,000	―	―

（注）　記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

川瀬清は、当社代表取締役社長川瀬康平の実父であります。当社の代表取締役社長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈等を勘案して報酬額を決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記
(1)　１株当たり純資産額　730円86銭
(2)　１株当たり当期純利益　13円86銭

（追加情報）

当社は、平成27年１月13日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議いたしました。

１.単元株式数に係る定款の一部変更の目的

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年１月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数の変更を行いました。

2.変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更しました。

3.変更の日程

効力発生日　平成27年3月2日（月曜日）

（注）平成27年3月2日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更となりました。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

カワセコンピュータサプライ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　南　方　得　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　髙　﨑　充　弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行なった。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月26日

カワセコンピュータサプライ株式会社　監査役会

常勤監査役　河　辺　俊　二㊞

社外監査役　土　肥　孝　治㊞

社外監査役　山　田　文　隆㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考え安定配当の観点から、剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株当たり金10円
総額47,309,470円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。

(3) その他、全般にわたり、字句の修正、条数の修正、構成の整理などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（新　設）	第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査等委員会 3.　会計監査人
第４条（公告の方法） 当会社の公告方法は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第５条（公告の方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（条文削除）
第８条（株式取扱規則） 当会社の株式の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第８条（株式取扱規則） 当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第10条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より３ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 株主総会は、本店所在地もしくは東京都中央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。	第10条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 株主総会は、本店所在地もしくは東京都中央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第16条（取締役会の設置） 当会社は、取締役会を置く。	（条文削除）
第17条（員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。	第16条（員数） 当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とする。
（新　設）	②当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
第18条（選任） 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第17条（選任） 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
②～③　（条文省略）	②～③　（現行どおり）
第19条（任期） 当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第18条（任期） 当会社の監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第20条　（条文省略）	第19条　（現行どおり）
第21条（代表取締役及び役付取締役） 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。	第20条（代表取締役及び役付取締役） 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
第22条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
第23条（取締役会の招集） 当会社の取締役会の招集は、会日の３日前までに取締役及び監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。	第22条（取締役会の招集） 当会社の取締役会の招集は、会日の３日前までに各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第24条（取締役会の決議） （条文省略） ②当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第23条（取締役会の決議） （現行どおり） ②当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第25条～第26条 （条文省略）	第24条～第25条 （現行どおり）
第27条（報酬等） 当会社の取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。	第26条（取締役の報酬等） 当会社の取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第28条（取締役会の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第27条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新　設）	第28条（取締役への業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　　監査役及び監査役会 第29条（監査役及び監査役会） 　当会社は監査役及び監査役会を置く。 第30条（員数） 　当会社の監査役は、４名以内とする。 第31条（選任方法） 　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第32条（任期） 　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第33条（常勤の監査役） 　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第34条（監査役会の招集） 　当会社の監査役会の招集は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。 　ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 第35条（監査役会の決議方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（条文削除）

現　行　定　款	変　更　案
第36条（議事録） 　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、法務省令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 第37条（監査役会規則） 　当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 第38条（報酬等） 　当会社の監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。 第39条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い方とする。	
（新　設）	第５章　　監査等委員会 第29条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
	第30条（監査等委員会の招集） 当会社の監査等委員会の招集は、会日の３日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 第31条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 第32条（議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果については、法務省令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。 第33条（監査等委員会規則） 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人 第40条（会計監査人の設置） 当会社は、会計監査人を置く。	第６章　会計監査人 （条文削除）
第41条～第42条 （条文省略）	第34条～第35条 （現行どおり）
第43条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条　（条文省略）	第37条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第７章　計　算	第７章　計　算
第45条　（条文省略）	第38条　（現行どおり）
第46条（剰余金の配当） 当会社の剰余金の配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。	第39条（剰余金の配当） 当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。
第47条～第48条 （条文省略） （新　設）	第40条～第41条 （現行どおり） 附　則 第１条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。 第２条 変更後の規定（削除された規程を含む）は、平成27年６月26日開催予定の第60回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（４名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	川瀬康平（かわせこうへい） （昭和48年１月14日生）	平成７年４月　三菱製紙販売株式会社入社 平成11年５月　当社入社 平成13年４月　大阪営業第一部長 平成16年４月　収益管理部長 平成17年６月　取締役　営業副本部長 平成19年４月　取締役　名古屋支店長 平成20年２月　取締役　情報センター長 平成20年７月　取締役　生産本部長兼情報センター長 平成21年６月　取締役　生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年５月　常務取締役　生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年７月　常務取締役　営業本部長兼最高財務責任者 平成24年６月　代表取締役社長（現任）	96千株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	糸川克秀（いとかわかつひで） （昭和34年８月27日生）	昭和57年４月　日本生命保険相互会社入社 平成20年３月　営業教育部部長 平成22年３月　千葉支社支社長 平成24年４月　当社出向　顧問 平成24年６月　取締役　営業本部長 平成24年７月　取締役　営業開発部長兼最高財務責任者 平成25年４月　常務取締役　東日本営業本部長（現任）	3千株
3	吉村泰明（よしむらひろあき） （昭和39年８月23日生）	昭和62年３月　当社入社 平成10年10月　新宿支店長 平成16年10月　営業副本部長兼東京営業部長 平成19年４月　執行役員　東京営業部長 平成21年６月　取締役　営業本部長兼東京営業部長 平成22年７月　取締役　営業部長 平成24年７月　取締役　営業本部長 平成25年４月　取締役　生産担当管掌 平成25年７月　取締役　東日本営業副本部長（現任）	10千株
4	小山昇三（こやましょうぞう） （昭和39年４月28日生）	昭和63年４月　東洋テック株式会社入社 平成３年６月　当社入社 平成10年４月　東京工場　工場長 平成15年４月　生産本部長兼大阪工場長 平成20年10月　内部監査室　室長 平成21年６月　管理本部長兼収益管理部長 平成23年７月　営業本部　営業副本部長 平成24年６月　執行役員　西日本営業統括 平成25年４月　執行役員　西日本営業本部長 平成25年６月　取締役　西日本営業本部長（現任）	1千株

（注）候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	日置和夫（ひおきかずお） （昭和25年９月11日生）	昭和48年３月　当社入社 昭和56年４月　大阪工場　生産管理部　課長 平成５年４月　東京工場　工場長 平成７年４月　京都支店　支店長 平成９年７月　大阪工場　工場長 平成14年９月　生産本部長兼大阪工場長 平成15年４月　生産本部　資材部長 平成17年９月　購買本部長 平成19年１月　業務本部長 平成21年３月　生産本部　情報センター副センター長 平成22年７月　生産本部　情報センターセンター長 平成25年４月　執行役員　生産本部長 平成25年５月　執行役員　業務推進本部長	4千株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	山田文隆（やまだふみたか） （昭和20年10月８日生）	昭和43年４月　キヤノン株式会社入社 平成２年１月　キヤノンカナダInc.社長 平成10年11月　キヤノンオーストラリアPty.Ltd.社長 平成13年３月　キヤノン販売（現キヤノンマーケティングジャパン）取締役 平成15年１月　同社プロフェッショナル機器カンパニープレジデント 平成15年３月　同社常務取締役 平成19年３月　同社顧問 平成21年６月　当社監査役（現任）	―千株
3	村野譲二（むらのじょうじ） （昭和26年１月30日生）	昭和54年４月　最高裁判所司法研究所終了（31期） 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成15年９月　弁護士法人中央総合法律事務所　社員弁護士（現任） 平成20年６月　大光電機株式会社　監査役（現任） 平成22年６月　株式会社ショーエイコーポレーション　監査役（現任）	―千株

（注）1. 取締役　山田文隆及び村野譲二の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山田文隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者とした理由

①山田文隆氏は、既に当社の社外監査役として、公平かつ客観的な立場から適切な意見をいただいており、今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

②村野譲二氏につきましては弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4. 山田文隆氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

5. 山田文隆及び村野譲二の各氏は、いずれも、過去５年間において、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
6. 山田文隆及び村野譲二の各氏は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。
7. 山田文隆及び村野譲二の各氏は、いずれも、過去２年間において、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
8. 山田文隆及び村野譲二の各氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年６月26日開催の第37回定時株主総会において月額3千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額３億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は３名ですが、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第336条第４項第１号及び第２号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって、監査役河辺俊二氏は監査役を任期満了により退任されます。つきましては、河辺俊二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、退任監査役に対する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

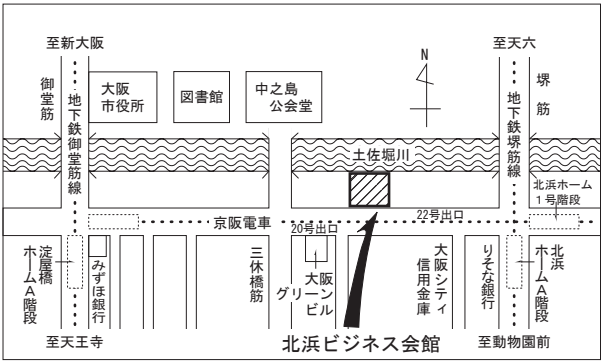
なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

氏　名	略　歴
河辺（かわべ）俊二（しゅんじ）	平成22年６月　当社監査役

以　上

【メ　　モ】

株主総会会場ご案内略図



会場：大阪市中央区北浜２丁目１番17号
北浜ビジネス会館３階
電話06（6201）3191（代）

VEGETABLE OIL INK

環境に配慮し、植物油インキを使用しております。